

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞（年金予約定期貯金）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商品名	・年金予約定期貯金（単利型） 愛称：ハッピーターン
ご利用いただける方	・満 55 歳以上 65 歳未満であり、当 J A での年金受取を予約した個人
期 間	・定型方式 1 年、2 年 ・期日指定方式 1 年超 3 年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入限度額	・一括預入 ・1 万円以上 600 万円以下 ・1 円単位 ・1 人 600 万円以下（「複利型」および「結いの恵み（金利上乘せ）」と通算）
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示金利に年 0. 1 5 % を上乘せした約定金利を初回満期日まで適用し、自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・ただし、年金受取を当組合に指定されなかった場合は、預入日に遡って預入時の店頭表示利率を適用し、金利上乘せは行いません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0. 5 % を上乘せした利率） ・預入期間 2 年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日時点の普通貯金利率を適用します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店金融部金融企画課（電話：0 8 5 2 - 3 5 - 9 0 3 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部金融企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：0 8 2 - 2 2 5 - 1 6 0 0） ・東京弁護士会（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1）

	・第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） ・第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期解約時に、年金の裁定請求手続きをされたことの確認をさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡしまね